

経済産業省告示第七十八号

登録免許税法第二十四条第二項の規定に基づくアルコール事業法の許可に係る登録免許税の納付期限及び
当該納付に係る領収証書をはり付ける書類

平成十八年四月三日

経済産業大臣 二階 俊博

登録免許税法第二十四条第二項の規定に基づくアルコール事業法の許可に係る登録免許税の納付期限
及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十四条第二項及び登録免許税法施行令（昭和四十二年
政令第四百十六号）第三十条の規定に基づきアルコール事業法の許可に係る登録免許税の納付期限及び当該
納付に係る領収証書をはり付ける書類を次のように定める。

- 一 登録免許税の納付期限 許可をした日から一月以内とする。
- 二 領収証書をはり付ける書類 次の様式によるものとする。

（表）

登録免許税納付冊

年 月 日

経済産業局長 殿

届出者 商号、名称

氏 名

印

(法人にあつては、その代表者の氏名)

住 所

アルコール事業法の許可について、登録免許税を納付したので、登録免許税法第24条第1項の規定により、領収証書を提出します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

領収証書はり付け欄